

○武雄市立小中学生の対外行事出場費補助金交付要綱

平成18年3月1日
教育委員会告示第3号

(趣旨)

第1条 武雄市立小中学校の児童生徒が全国又は九州地区における対外行事に学校又は市の代表として出場する場合において児童生徒の派遣に要する経費に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、武雄市補助金等交付規則(平成18年規則第46号)に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(補助対象行事)

第2条 補助金の交付の対象となる対外行事は、国又は地方公共団体が主催する九州大会以上の運動競技会又は文化的コンクールとする。

(補助対象人員)

第3条 補助対象人員は、主催者が大会要項等で定めた監督及び児童生徒とする。

(補助対象期間)

第4条 補助対象期間は、主催者が大会要項等で定めた期間とする。ただし、宿泊を要すると認められる場合は、補助対象期間に加算することができる。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、別表に定めるとおりとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、武雄市小中学生の対外行事出場費補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、あらかじめ提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情がある場合は、大会に出場した日の翌日から起算して14日以内に行うことができる。

- (1) 参加申込書
- (2) 当該大会の開催要項
- (3) そのほか、必要と認める書類

(交付決定及び通知)

第7条 前条の規定により補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたものについて補助金の交付を決定し、武雄市小中学生の対外行事出場費補助金決定通知書(様式第2号)により申請者に通知する。

(実績報告)

第8条 申請者は、大会に出場した日の翌日から起算して30日以内に、次に掲げる書類を武雄市小中学生の対外行事出場費補助金実績報告書(様式第3号)に添えて提出しなければならない。

- (1) 大会結果を表す資料
- (2) そのほか、必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第9条 前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付する補助金の額を確定し、武雄市小中学生の対外行事出場費補助金確定通知書(様式第4号)により申請者に通知する。

(補助金の交付)

第10条 補助金は、前条の規定により額を確定した後に申請者の請求により交付するものとする。

2 申請者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、武雄市小中学生の対外行事出場費補助金交付請求書(様式第5号)を提出しなければならない。

附 則

この告示は、平成18年3月1日から施行する。

附 則(平成20年教委告示第4号)

この告示は、平成20年7月29日から施行し、改正後の武雄市立小中学生の対外行事出場費補助金交付要綱の規定は、同日以降の申請に係る補助金から適用する。

附 則(平成23年教委告示第11号)

この告示は、平成23年9月29日から施行する。

附 則(令和2年教委告示第1号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年教委告示第4号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

別表(第5条関係) 1人あたりの金額

開催地		金額
佐賀県		—
九州	長崎県・福岡県	5,000

	長崎県・福岡県・沖縄県を除く 県	7, 000
沖縄	沖縄県	18, 000
中国	広島県・岡山県・山口県・島根県・鳥取県	10, 000
四国	高知県・愛媛県・徳島県・香川県	11, 000
近畿	三重県・大阪府・京都府・兵庫県・滋賀県 奈良県・和歌山県	13, 000
中部	山梨県・長野県・新潟県・富山県・石川県 福井県・愛知県・静岡県・岐阜県	18, 000
関東	東京都・茨城県・千葉県・神奈川県・群馬県 埼玉県・栃木県	19, 000
東北	山形県・秋田県・岩手県・福島県・宮城県 青森県	23, 000
北海道	北海道	24, 000